

令和7年度 武蔵村山市 保育所等入所のしおり

令和7(2025)年4月～令和8(2026)年3月入所

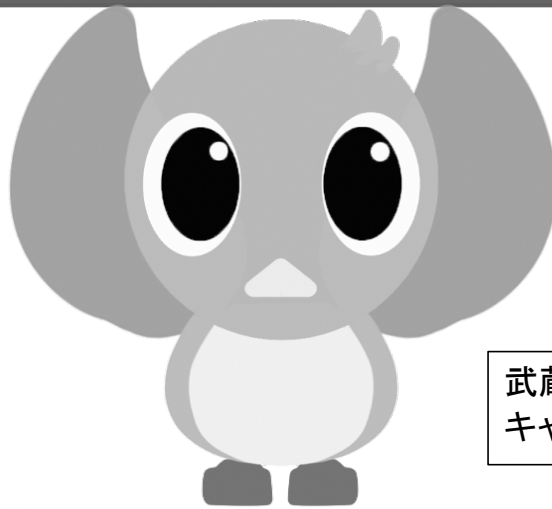
令和7(2025)年4月1日入所申込み受付期間

1次:令和6年12月 2日(月)～令和6年12月13日(金) 結果・・・令和7年2月上旬頃

2次:令和7年 2月 3日(月)～令和7年 2月20日(木) 結果・・・令和7年3月上旬頃

令和7(2025)年5月1日以降の入所申込み受付期間

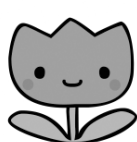
入所希望月の前月1日から15日 結果・・・20～25日頃
(15日が土・日・休日の場合は前開庁日までが受付期間です。)※詳細は2ページを御覧ください



武蔵村山市広報
キャラクター【Mジロ】

令和7年4月募集状況	令和7年5月以降の募集状況	市内認可保育所等一覧
 ※令和7年2月末までの公開となります。		

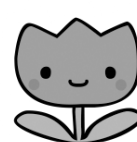
武蔵村山市
子ども家庭部 子ども育成課保育・幼稚園係
〒208-8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
TEL 042-565-1111 (内線183・184・189)



も

く

じ

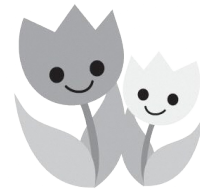


ページ

☆ 保育所等入所申込みのながれ	1
1 保育所等について	2
2 入所の申込み	2
3 障害児・特別な配慮を要するお子さまの受け入れ	3
4 保育所等に入るには	4
5 保育年齢及び保育の実施期間	4
6 保育所等を利用できる時間(保育必要量)について	5
7 延長保育について	5
8 入所の申込みに必要な書類	6
9 入所の決定及び結果について	8
10 利用調整について	9
11 入所後の変更(認定等の変更)	12
12 よくある質問	12
☆ 入所申込み時の注意事項	13
☆ 提出書類の確認	13
☆ 幼児教育・保育の無償化について	14
☆ 市内認可保育所等一覧表	15
☆ 市内認可保育所等位置図	16
13 保育料について	17
☆ 保育料徴収基準額表	18
☆ 保育料の減額制度について	19
14 その他保育サービスについて	20
☆ 《記入例》教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳	21
☆ 《記入例》保育所等入所児童健康等調査票	23
☆ 《記入例》保育所等入所申込みに係る同意書	24
☆ 《記入例》課税状況調査等同意書	24



保育所等入所申込みのながれ



事前見学

利用を希望する園については、事前に見学をおすすめいたします。見学の詳細は各保育園にお問い合わせください。

保育の必要性及び必要書類の確認

保育の利用を必要とする理由によって、提出書類が異なります。

入所のお申込み

期日内に必要な書類をそろえて、提出してください。保育の必要性が確認できない場合はお申込みできません。(6~7ページ参照)

保育認定の決定

保育認定が決定されると保護者に認定証が送付されます。(認定証は8ページの入所内定・保留の通知に同封します。)

選考(入所判定会議)

承諾(内定)

4月申込み...通知の発送
5月以降の申込み...電話連絡

内定した保育所等と面談

入所決定

入所

慣らし保育の実施

各保育園では、必ず慣らし保育を実施しています。保育園によって慣らし保育の内容、期間等の取り扱いは異なりますので、事前に利用を希望する園に御確認ください。

また、児童の月齢・年齢・保育歴などの状況に応じて、内容・期間等の取り扱いが異なる場合があります。

入所後に手続きが必要となる場合

保育園を退所するとき、転出(転居)するとき、住所・氏名に変更があったときは手続きが必要となります(詳細は12ページを御覧ください。)

保留(待機)

入所保留通知を発送します。

<保留(待機)後の留意事項>

発送後の翌月から待機児として令和8年3月入所まで毎月、入所判定会議にかけていきます。

- ・入所保留通知書の送付は、申込み初回時の1回のみです。
- ・欠員が生じ、入所が内定した場合には、御連絡します。
- ・申込みを取り下げの時は、手続きが必要です。
- ・希望する園を変更したい時は、手続きが必要です。

4月一次募集の受付について

- 例年、受付初日から1週間程度は窓口が大変混雑しております。分散に御協力くださいますようお願いいたします。
- 記入の方法や御不明な点がある場合は、なるべく4月一次募集の受付期間前にお問い合わせください。
- 昼(正午~13時まで)・夜間(木曜日のみ19時まで)も受付は行っていますが、当番制を取っているため職員が少なくなります。受付に時間がかかる場合がありますが、御理解くださいますようお願いいたします。
スムーズな受付をするためにも、御理解、御協力をお願いいたします。

1 保育所等について

保育所等の利用は、保護者が就労等により保育にあてられない時間のみとなります。保護者のいずれかが保育が可能な時間は家庭で保育をしてください。

保育施設	保育年齢	内容	市内施設数
認可保育所	0～5歳児※ ¹	保護者の就労、病気又は看病などの理由で、家庭で十分な保育ができない場合、保護者に代わって児童を保育する施設です。	13施設
小規模保育事業所	0～2歳児※ ¹	0～2歳児クラスの児童(定員18人)を対象に、家庭に近い環境できめ細かな保育を行います。 3歳児クラス以降(卒園後)も保育所等の継続利用を希望する場合は、連携施設※ ² 又はその他の認可保育所等に転園申込み※ ³ が必要です。	1施設

※¹ 施設によって受入開始の月齢や保育年齢が異なります。詳細は15ページを御覧ください。

※² 連携施設は、むらやま幼稚園、育成会ひまわり保育園、育成会めぐみ保育園の3園です。

※³

3歳児クラスで入所を希望する施設	申込み方法
○むらやま幼稚園	幼稚園に直接お申込みください。
○育成会ひまわり保育園 ○育成会めぐみ保育園 ◇その他の認可保育所	市に転園申込みが必要です。2歳児クラスの秋頃に市から案内を配付します。なお、優先的に利用調整を行います。希望者が多数いる場合は御希望に添えないこともありますので御留意ください。

2 入所の申込み

入所の可否は、お申込みの順番で決定するものではありません。

保育所等に入所を希望する方は、次の①から④までのいずれかにより、各受付期間内に「8 入所の申込みに必要な書類」(6ページ)を用意し、お申し込みください。

なお、市役所子ども育成課窓口のみで受付します(郵送での受付はできません。)

いずれの方法でも、希望者が多く定員等の関係から入所できない場合(待機)もあります。

① 4月1日に入所を希望する場合

受付期間	1次: 令和6年12月 2日(月)～令和6年12月13日(金)
	2次: 令和7年 2月 3日(月)～令和7年 2月20日(木)
受付時間	8:30～17:15(月、火、水、金) 8:30～19:00(木曜日のみ)



② 5月以降に入所を希望する場合

受付期間: 入所希望月の前月1日から15日まで(15日が土・日・休日の場合は前開庁日まで)

5 / 1 入所	4 / 1 ~ 4 / 15	11 / 1 入所	10 / 1 ~ 10 / 15
6 / 1 入所	5 / 1 ~ 5 / 15	12 / 1 入所	11 / 4 ~ 11 / 14
7 / 1 入所	6 / 2 ~ 6 / 13	1 / 1 入所	12 / 1 ~ 12 / 15
8 / 1 入所	7 / 1 ~ 7 / 15	2 / 1 入所	1 / 5 ~ 1 / 15
9 / 1 入所	8 / 1 ~ 8 / 15	3 / 1 入所	2 / 2 ~ 2 / 13
10 / 1 入所	9 / 1 ~ 9 / 12		

※ 毎月初旬と中旬の2回、翌月入所分の空き状況を市ホームページに掲載、更新します。

③ 武蔵村山市外の保育所等を希望する場合

	転出予定あり	転出予定なし
書類提出先	転出先自治体	武蔵村山市子ども育成課窓口※
提出書類	申込を希望する自治体(転出先)へご確認ください。	申込を希望する自治体へご確認ください。

※書類を武蔵村山市子ども育成課に提出する場合は、申込を希望する自治体の締切期限の7日前までに提出してください。

※武蔵村山市では書類の内容確認は行いませんので御注意ください。

④ 市外にお住まいで武蔵村山市の保育所入所を希望する場合

区分	利用調整について	申込条件	申込書類の提出先	「8 入所の申込みに必要な書類※ ¹ 」(6ページ)以外に別途必要な書類
武蔵村山市に転入予定のある方	市内在住者と同様の判定を行います。 (1次から受付)	入所希望月の前月末日までに武蔵村山市内に転入すること	武蔵村山市子ども育成課※ ²	みなし市民申立書※ ³ と併せて、「賃貸借契約書」や「売買契約書」など転入予定のわかる書類の写しを添付してください。
武蔵村山市内の保育所等で就労中又は就労予定※ ⁴ の方		両親のいずれかが武蔵村山市内の保育所等で就労又は就労予定であること	転入予定の有無により提出先が異なりますので、武蔵村山市子ども育成課までお問い合わせください。	
武蔵村山市に転入予定のない方		申込み時点で、両親のいずれかが武蔵村山市で1か月48時間以上就労実績※ ⁵ があること。 4月入所 2月中に48時間以上就労見込がある場合も含む。 5月以降入所 入所希望月の受付期間内に就労開始する場合も含む。	お住まいの市区町村	

※1 書類は、武蔵村山市の様式をご使用ください。

※2 保護者及び入所を希望するお子さまの現住所がわかる書類(マイナンバーカード等)の写しを添付してください。

※3 みなし市民申立書は、武蔵村山市のホームページからダウンロードできます。

※4 市内認可保育所、小規模保育事業所に就労又は就労予定であり、かつ、保育士、栄養士(管理栄養士含む)、調理師、看護師又は保健師のいずれかに該当する場合に限りです。

※5 横田基地内の事業所での就労は対象外です。

子育てワンストップサービスによる保育所入所の電子申請について

保育所等の入所申請については、子育てワンストップサービスによる電子申請をすることができます。ただし、電子申請をされた場合でも、各年月の入所日における入所申請の締切の日までに、子ども育成課の窓口において、保育所入所の説明を受けていただくほか、電子申請で添付することができない書類がある場合は、子ども育成課窓口に提出していただく必要があります。

3 障害児・特別な配慮を要するお子さまの受け入れ

障害児等の受け入れは、全保育所で行っていますが、障害の程度や保育士の配置等によっては、受け入れができない場合があります(施設により受入基準が異なります)。

申込前に、かかりつけの医療機関で、保育所での保育が可能か確認していただくとともに、必ずお子さまと一緒に全ての希望保育所に見学へ行き、障害やお子さまの状況についてお話いただき、受入可能かどうかを確認してください(また、医療機関にかかっている場合は、診断書の提出が必要になります。)。

事前に見学していない場合や保育所が受け入れを了承していない場合は、入所決定をしても、入所をお断りすることがあります。

アレルギーについても対応できる程度が施設により異なりますので、必ず希望保育所に確認してください。

4 保育所等に入るには

保育所等に入るには、市から保育認定を受ける必要があります。保育認定の基準は、児童の保護者が次の①から⑨までの状態であることにより保育施設での保育が必要であると認められる場合です。なお、保育認定を受けると「教育・保育給付決定通知書兼支給認定証」が交付されます。

保育の利用を必要とする理由	具体的な状況	認定期間
① ア 就労 《外勤（パートを含む） 自営・内職等》	1か月あたり48時間以上の就労をしていること。 （育児休業取得中にお申込みをされる方は、児童が入所する月の翌月1日には必ず職場復帰をしていただく必要があります。ただし、ならし保育や事業所の都合により復職時期が遅れる場合は、事前に子ども育成課にご相談ください。） 【例：4月入所の場合は、5月1日までに復帰】	保育を必要とする期間
① イ 就労（内定）	1か月あたり48時間以上の就労を予定していること。（就労実績を見て、認定期間を延長します。）	入所月を含む3か月間
② 母親の妊娠・出産	母親が出産の前後であること。	出産予定月を挟む前後2か月の合計5か月間
③ 母親の妊娠・出産（多胎児の場合）	母親が出産の前後であること。 （出産に係る子どもが多胎児の場合）	出産予定月を挟む前後2か月にさらに前2か月を加えた合計7か月間
④ 疾病・負傷又は障害	児童の保護者が疾病若しくは負傷又は障害を有すること。	保育を必要とする期間
⑤ 介護又は看護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護をしていること。	保育を必要とする期間
⑥ 災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれないこと。	保育を必要とする期間
⑦ 求職活動	日中の求職活動（起業の準備を含む。）を常態としていること。（就労を確認し、認定期間を延ばします。）	入所月を含む3か月間
⑧ 就学	職業訓練校・学校教育法に定める学校・専修学校等に在学し、勉学のため児童の保育に当たれないこと。 （1か月あたり48時間以上の就学を常態としている。）	在学期間
⑨ 社会的養護が必要な場合	虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要であること。	保育を必要とする期間
⑩ 育児休業の場合	育児休業取得時に、すでに保育所に入所している児童がいて継続利用が必要であること。	保育を必要とする期間

5 保育年齢及び保育の実施期間

保育年齢は、保育所等によって異なりますが、生後43日目（～4ヶ月）から小学校入学前までの児童が対象です。詳しくは、市内認可保育所等一覧表（15ページ）を御参照ください。この期間のうち、保護者が保育を希望する期間（保育の実施期間）を市が承諾いたします。

ただし、市が承諾した後、保育認定の基準に当てはまらなくなった場合は、退所していただくことがありますので御承知ください。

6 保育所等を利用できる時間（保育必要量）について

保育所等に入るには、保育認定を受けると同時に保育必要量の認定を受けます。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により次のいずれかの利用時間に区分します。

【利用時間（保育必要量）の例】 ※各保育施設によって開所時間や延長保育の有無等は異なります。

7:30	8:30	16:30	18:30	19:30
延長保育①	保育短時間利用(8時間)		延長保育②	延長保育③
保育標準時間利用(11時間)				延長保育③

※ 実際の保育時間は、御家庭の状況により必要となる保育時間を保育施設が決定しますので、必ずしも最長時間（11時間又は8時間）の利用ができるわけではありません。

※ 保育標準時間と認定できるかたであっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。

【保育の利用を必要とする理由ごとの認定時間の区分】

保育の利用を必要とする理由	保育標準時間	保育短時間
就労 (内定含む) ※通勤時間とは、勤務地から保育所までにかかる時間です。	・月120時間以上就労 または ・通勤時間と就労時間を合わせて1日8時間以上	・月48時間以上120時間未満就労 または ・通勤時間と就労時間を合わせて1日8時間未満
妊娠・出産	○	×
疾病・障害	○	○
介護・看護	○	○
災害復旧	○	×
求職活動	×	○ ※入所月を含めて3か月間
就学	○	○
虐待・DV	○	状況により可
育児休業 (在籍園児のみ)	育児休業に係る子どもが多胎児の場合のみ ○ ※育児休業要件での認定期間終了まで	○
その他	要相談	

7 延長保育について

延長保育（保育標準時間を超えて利用するもの）は、市内11園で実施しています。詳しくは15ページの「市内認可保育所等一覧表」を御参照ください。この延長保育の利用には、通常の保育料とは別に、延長保育の料金をお支払いいただくこととなります。

なお、児童の月齢や各保育所の受入れ体制等の状況により、御希望に沿った保育の提供ができないこともありますので、御利用前に必ず各保育所等に御相談ください。

保育標準時間を超えて利用するもの	上図の延長保育③の部分
保育短時間を超えて保育標準時間の範囲内で利用するもの	上図の延長保育①及び②の部分 ※8時30分から16時30分の間の前後で利用する場合、保育標準時間の範囲内（各保育所により異なります。）であっても延長保育の料金をお支払いいただくこととなります。

8 入所の申込みに必要な書類

次の①から⑥までの書類を提出してください。また、番号確認・身元確認のための書類をお持ちください。(8ページ)

① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳（別添）

② 保育所等入所児童健康等調査票（別添・児童1人につき1枚提出）

各種様式は市ホームページにも掲載しています。

《ページ番号:1008909》

③ 保育が必要であることを証明する書類

※ 保護者（父、母）それぞれの分（内縁関係の場合、または同棲している場合は相手方の分も必要です。）

(ア) - 1 就労（外勤）	就労証明書（別添・保護者1人につき1枚提出）
(ア) - 2 就労（自営・内職等）	就労証明書（別添・保護者1人につき1枚提出） スケジュール表、開業届の写し、雇用契約書の写し、確定申告書の写し、支給額のわかるもの
(ア) - 3 就労（内定）	就労証明書（別添・保護者1人につき1枚提出）
(イ) 母親の妊娠・出産	誓約書及び母子健康手帳の表紙と分娩予定日がわかるページの写し又は医師の診断書
(ウ) 疾病・負傷	該当者の医師の診断書 （当該疾病・負傷により保育が困難であることが記載されているもの）
(エ) 障害者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの写し
(オ) 介護・看護	介護・看護状況申告書及び被介護・看護者の介護保険被保険者証の写し
(カ) 求職活動	求職申立書兼誓約書
(キ) 就学、技能習得等	在学証明書及び時間割等
(ク) 虐待・DV	公的機関から発行された証明書
(ケ) その他	武蔵村山市長が必要と認めたもの

※ (イ) 誓約書、(オ) 介護・看護状況申告書 及び (カ) 求職申立書兼誓約書 については子ども育成課窓口にて用意がありますので、申請時にお申し出ください（ホームページからダウンロードもできます。）。

④ 保育所等入所申込みに係る同意書（別添）

⑤ 課税状況調査等同意書（別添）

⑥ 税資料（任意） ※ 提出がない場合、他に同じ指数の申込児童がいる場合は不利になります 保護者（父、母）それぞれの分（内縁関係の場合、または同棲している場合は相手方の分も必要です。）

令和7年4月分から8月分までの利用調整のために必要な税資料

令和6年1月1日の 住所地	申告の有無等	必要な書類
武蔵村山市の方	令和6年度分の市民税の申告 又は令和5年分の所得税確定 申告がお済の方 勤務先から武蔵村山市へ給与 支払報告書の提出がある方	武蔵村山市の市民税情報で確認し ますので税資料の添付は必要あり ません。
	上記以外の方	市民税の申告をして、受付票の写 しを添付してください。
武蔵村山市以外の方	令和6年度市町村民税・都道府県民税課税証明書（非課税証明書） を添付してください。	

令和7年9月分から令和8年3月分までの利用調整のために必要な税資料

令和7年1月1日の 住所地	申告の有無等	必要な書類
武蔵村山市の方	令和7年度分の市民税の申告 又は令和6年分の所得税確定 申告がお済の方 勤務先から武蔵村山市へ給与 支払報告書の提出がある方	武蔵村山市の市民税情報で確認し ますので税資料の添付は必要あり ません。
	上記以外の方	市民税の申告をして、受付票の写し を添付してください。
武蔵村山市以外の方	令和7年度市町村民税・都道府県民税課税証明書（非課税証明書） を添付してください。	

※ 市町村民税・都道府県民税課税証明書（非課税証明書）については、「扶養人数」、「市町村民税の所得割額・均等割額」、「控除の種別及び金額」のわかるものを御提出ください。自治体によっては、名称が異なる場合がございますので、上記の内容が記載されている書類であるか御確認をお願いいたします。御不明な点がございましたら、子ども育成課までお問い合わせください。

※ 窓口でコピーは致しませんので、必ず一式御用意ください。（市役所1階市政情報コーナーにコピー機がありますので御利用ください。）

その他、以下に該当する場合は入所の選考において加点又は減点なしとなる場合がありますので、別途、以下の必要な書類を提出してください。

具体的な状況	必要な書類
申込児童が地域型保育事業による保育を受けている	事業所との契約書の写し
申込児童を認証保育所、保育室、ベビーシッター等に、月ぎめで有償で預けている場合	保育施設との契約書の写し（認証保育所に預けている場合は、契約書の写しの提出は不要）
65歳未満の同居祖父母が保育にあたれない事由に該当する場合	就労証明書・診断書等 ※提出がない場合は減点となります。



☆保育所等の入所申込み等に個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

入所申込み、認定変更申請時には、来庁されるかたの本人確認書類の提示が必要です。また、申請書にマイナンバーを記載する場合、申請者本人及び申込児童のマイナンバー確認書類が必要です（入所申込時には、申請者以外の保護者及び同居の祖父母についても申請書にマイナンバーを記載いただきますが、確認書類の提示は不要です。）。

※ 申請者以外のかたが来庁される場合は、別途委任状も必要です。

身元確認のための書類一覧 (①～③のいずれかの証明書かカード)		番号確認のための書類一覧 (①～③のいずれか1点)	
①	個人番号カード (マイナンバーカード)	①	個人番号カード (マイナンバーカード)
②	1点 で 確 認 可 能	②	通知カード
	運転免許証、運転経歴証明書		
	住民基本台帳カード(写真有)		
	旅券(パスポート)		
	身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)		
	在留カード、特別永住者証明書 官公庁が発行した証明書又はそれに類するもの*		
③	2点 で 確 認 可 能	③	住民票の写し (個人番号の記載されたもの)
	住民基本台帳カード(写真無)		
	健康保険証		
	年金手帳、年金証書		
	診察券		
	社員証、学生証		
	児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書		
	各種医療証 官公庁が発行した証明書又はそれに類するもの*		

※ 「氏名、住所及び生年月日」、「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が記載されているものに限り、顔写真が貼付されているものであっても、氏名しか記載されていないものは使用できません。

9 入所の決定及び結果について

決定は、次のとおりお知らせいたします（結果についての電話等による問い合わせには、一切応じられませんので御了承ください）。詳しくは、下表をご覧ください。

選考は、保護者（父及び母）の就労等の状況による保育の必要性の高い世帯の児童から順次決定いたしますので、保育認定を受けている児童でも待機となる場合があります。

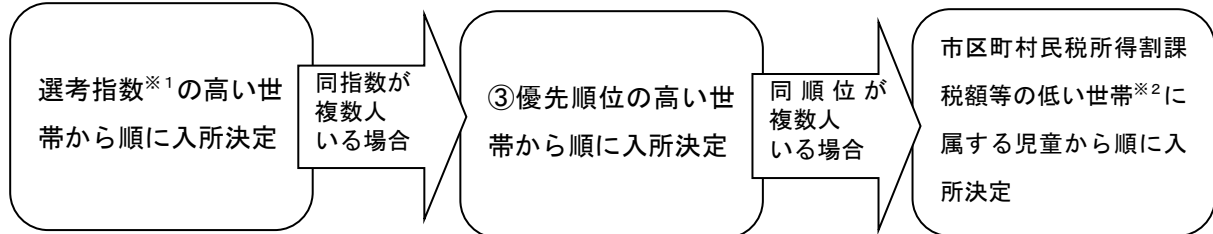
入所希望月	お知らせ時期	お知らせ方法
4月1日入所分(1次)	2月上旬頃	入所内定・保留ともに 通知のみ
4月1日入所分(2次)	3月上旬頃	
5月以降の入所分	入所希望月の前月の20日～25日頃	入所内定・・・電話 入所保留・・・通知

入所保留（待機）となったかた	<ul style="list-style-type: none"> ● 申込書は、令和8年3月入所分まで有効です。 ● 欠員が生じ、入所が内定した場合には、御連絡します。
入所内定を辞退するかた	<ul style="list-style-type: none"> ● 入所内定を辞退する場合は、速やかに取下げの手続きをしてください。 ● 希望園の順位を変更する場合は、希望園変更手続きをしてください。
入所申込みを取り下げるかた	<ul style="list-style-type: none"> ● 速やかに取下げの手続きをしてください。

10 利用調整について

保育所等の入所者は、「入所選考指数表（9～11ページ）」に基づき算出した選考指数の高い世帯の児童から順に決定します（入所申込みの際にご提出いただいた書類をもとに保育の必要性を点数化します。）。なお、希望園の数や希望順位・申込み順による有利・不利はありません。

利用調整の流れ



※1 選考指数＝①基本指数（父）＋①基本指数（母）＋②調整指数

（例）保護者がともに週5日以上1日8時間以上の就労を常態としており、申込児童に係る育児休業を取得している、かつ、兄弟姉妹が通う保育所等を第1希望としている場合

注1 内縁関係の場合または同棲している場合は相手方も含みます。

注2 兄弟姉妹の選考指数が異なる場合、平均指数（世帯の優先度）の高い児童から優先的に入所決定します。

選考指数	①基本指数（父）	①基本指数（母）	②調整指数	
			世帯の状況	児童の状況
107	50	50	5	2

※2 4月から8月までは令和6年度、9月から3月までは令和7年度の課税情報で判断します。

入所選考指数表

① 基本指数表

類型	保護者の状況	指数	
1 居宅外労働又は居宅内労働	週5日以上1日8時間以上の就労を常態	1日8時間以上の就労を常態	50
		1日7時間以上8時間未満の就労を常態	45
		1日6時間以上7時間未満の就労を常態	40
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態	35
	週4日以上就労	1日8時間以上の就労を常態	40
		1日7時間以上8時間未満の就労を常態	35
		1日6時間以上7時間未満の就労を常態	30
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態	25
	週3日以上就労	1日8時間以上の就労を常態	30
		1日7時間以上8時間未満の就労を常態	25
		1日6時間以上7時間未満の就労を常態	20
		1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15
	上記以外の居宅外労働又は居宅内労働（月48時間以上の就労を常態とするものに限る。）		15

2	妊娠中又は出産後間がない	出産予定日の属する月の2月前の初日から出産予定日の2月後の日の属する月の末日までの間にある	35	
3	疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害	疾病又は負傷	常時病臥（が）又はおおむね1月以上入院（入院の予定を含む。）	50
			一般療養（週3日以上通院を常態）	30
			精神性疾患、感染症又は特殊疾病に患している	20
		精神又は身体の障害	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級若しくは2級、愛の手帳の障害の程度が1度若しくは2度又は身体障害者手帳の障害の程度が1級若しくは2級である	50
			愛の手帳の障害の程度が3度若しくは4度又は身体障害者手帳の障害の程度が3級若しくは4級である	35
		上記以外	20	
4	常時介護又は看護	在宅介護又は看護	常時観察、介護又は看護が必要（要介護認定5～3）	50
			常時観察、介護又は看護の必要はないが、日常生活全般において恒常的な介護又は看護が必要（要介護認定2～1）	35
			上記以外	20
		病院等での介護又は看護	親族を病院等で介護又は看護している時間が週5日以上であり、かつ、1日4時間以上である	40
			親族を病院等で介護又は看護している時間が週4日以上であり、かつ、1日4時間以上である	30
	親族を病院等で介護又は看護している時間が週3日以上であり、かつ、1日4時間以上である	20		
5	災害	災害による家屋の損傷その他災害の復旧のため保育に当たれない	50	
6	求職	就労内定又は事業を開始する予定	10	
		求職のため日中の外出を常態	5	
7	就学、技能習得等	職業訓練校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に通学している	類型1を準用	
		職業に必要な能力を育成することを目的とした教育を行う学校教育法第124条に規定する専修学校又はこれに類する教育を行う同法第134条に規定する各種学校に通学している	類型1を準用	
8	虐待、DV	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項の対象者と認められる場合	50	
9	その他	公的機関の意見書又はこれに類する書類により証明する事実により明らかに保育に欠けると認められる状態にある	50	
		上記以外で明らかに保育に欠けると認められる状態にある	5～50	

注 父又は母のそれぞれが複数の項目に該当するときは、それぞれそのうちいずれか高い指数を用いる。

② 調整指数表

区分	児童が属する世帯の状況	指数
世帯の状況	1 父及び母のいずれもが入所の申込みに係る児童（以下この表において「申込児童」という。）と同居していない	10
	2 父又は母のいずれかが申込児童と同居しておらず、かつ、同居の親族その他の者で申込児童を保育することができるものがない	10
	3 国外への単身赴任により、父又は母のいずれかが申込児童と同居していない	5
	4 国内への単身赴任により、父又は母のいずれかが申込児童と同居していない	3
	5 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている	5
	6 世帯の生計を維持するために就労していた保護者が失業し、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要である	10

世帯の状況	7	保護者が保育従事者として保育所等に就労し、又は就労する予定である	15
	8	保護者が育児休業後に復職し、又は復職する予定である（育児休業取得の延長を希望している場合を除く。）	5
	9	育児休業の取得に伴い児童を退所させた後、当該育児休業後に復職し、又は復職する予定である保護者が当該児童について再度入所を申し込む（育児休業取得の延長を希望している場合を除く。）	10
	10	父又は母のいずれかが武蔵村山市保育の必要性の認定に関する事務取扱基準（平成26年武蔵村山市訓令（甲）第17号。以下「取扱基準」という。）第2条第2項各号のいずれかに該当する状態にあり、申込児童の保育が著しく困難である	5
	11	保護者が同居の親族の介護又は看護をしている（基本指数の算定において、基本指数表に定める常時介護又は看護の類型に掲げる指数のいずれかをを用いた場合を除く。）	3
	12	同居している65歳未満の保護者の父母が無職又は求職中である	-5
	13	育児休業取得の延長を希望している	-100
児童の状況	14	社会的養護が必要な状態にある	50
	15	取扱基準第2条第2項各号のいずれかに該当する状態にある	5
	16	同時に申込みをする申込児童が3人以上いる（多胎児を含む場合は、（）内の指数を用いる。）	4 (5)
	17	同時に申込みをする申込児童が2人いる（多胎児の場合は、（）内の指数を用いる。）	3 (4)
	18	保育を受けようとする第1希望の保育所等が、兄弟姉妹が現に保育を受けている保育所等と同一である	2
	19	地域型保育事業による保育を受けている	3
	20	年齢到達により、地域型保育事業による保育を行う施設を卒園し、当該施設の連携施設である保育所等への入所を希望する	20
	21	申込児童を認証保育所、保育室、ベビーシッター等に、月ぎめで有償で預けることを常態としている	2
	22	その他特別の事情がある	最高50

注 複数の項目に該当するときは、世帯の状況の区分の1から11までに掲げる指数のうち該当する最も高い数と児童の状況の区分に掲げる指数のうち該当する最も高い数を合計した数を指数とする。ただし、12又は13に該当するときは、当該指数から12又は13に掲げる指数を減じて得た数を指数とする。

③ 優先順位

優先順位	児童が属する世帯の状況
1	基本指数表に定める災害の類型に該当
2	基本指数表に定める虐待、DVの類型に該当
3	基本指数表に定めるその他の類型に該当
4	保護者が保育従事者として保育所等に就労し、又は就労する予定である
5	基本指数表に定める疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害の類型のうち精神又は身体の障害に該当
6	基本指数表に定める疾病若しくは負傷又は精神若しくは身体の障害の類型のうち疾病又は負傷に該当
7	基本指数表に定める妊娠中又は出産後間がないの類型に該当
8	基本指数表に定める常時介護又は看護の類型に該当
9	基本指数表に定める居宅外労働又は居宅内労働の類型に該当
10	基本指数表に定める就学、技能習得等の類型に該当
11	基本指数表に定める求職の類型のうち、就労内定又は事業を開始する予定に該当

注 複数の項目に該当するときは、そのうちいずれか高い方を用いる。

1 1 入所後の変更（認定等の変更）

入所した後、次の①から⑦までについての変更がある場合は、必ず子ども育成課まで届け出てください。

- ① 保育所を退所するとき（退所する月の末日まで）
※ 退所が確定しましたら速やかに届け出てください。
- ② 住所・氏名を変更したとき
- ③ 勤務先等が変更になったとき（産休・育休等の勤務状況の変更を含む）
※ 就労証明書（自営・内職のかたは6ページを御確認ください）の提出
- ④ 家族構成が変わったとき（出生・結婚・離婚・同居者の転入又は転出等）
- ⑤ 市区町村民税・都道府県民税の税額の変更があったとき
- ⑥ 転出するとき
- ⑦ 保育の必要量を変更するとき
※ 就労証明書など必要量を変更する理由となる証明の提出が必要です。



※ いずれの場合も事由が発生した時点で手続きしてください。

※ 有効期限切れや認定変更前の「教育・保育給付決定通知書兼支給認定証」は子ども育成課へ返却してください。

毎月1日付の変更手続きの締切 → 前月末日まで（末日が土・日・休日の場合は前開庁日）

1 2 よくある質問

よくある質問は市ホームページにも掲載しています。

《ページ番号：1012823》



Q. 兄弟姉妹はそろって入所できますか？

A. 必ずしもそろって入所できるとは限りません。入所申込書の裏面に兄弟姉妹の入所の希望についてご記入ください。

Q. 出生前でも申込みできますか？

A. 出生予定での受付はしておりません。お子さまがお生まれになってからのお申込みをお願いします。

Q. 現在、入所している（入所が内定した）園から転園することはできますか？

A. 子ども育成課窓口で手続きをする必要があります。受付は入所申込みと同様、毎月1日から15日までです（2ページを御確認ください）。なお、転園が決まると、元の園には別のお子さまが入所することとなります。転園を辞退すると別のお子さまの通う園がなくなってしまうため、転園を希望しなくなった場合には、速やかに転園申込みの取下げ手続きをしてください。



☆入所申込み時の注意事項☆

就労（育児休業取得中）でお申込みされるかた	<ul style="list-style-type: none"> ●入所が決まった場合、お子さまが入所する月の翌月1日には必ず職場復帰をしていただく必要があります。復職後は、「復職証明書」を提出してください。 ●ならし保育や事業所の都合により復職時期が遅れる場合は、事前に子ども育成課にご相談ください。 ●復職証明書の提出がなかった場合や、復職時の条件がお申込み時とあまりにもかけ離れている場合は、退所していただくことがあります。派遣社員のかたで派遣先が見つからない場合も同様です。
就労（内定）でお申込みされるかた	<ul style="list-style-type: none"> ●入所が決まった場合、お子さまが入所する月中には必ず就労を開始していただく必要があります。就労開始後は、「給与明細」を1か月ごとに3か月分提出してください。 ●認定期間は入所月を含む3か月間です。上記の明細の確認がとれましたら、認定期間を延長します。 ●お申込み時に御提出された就労証明書の内容で就労していない場合、退所していただくことがあります。
妊娠・出産の事由でお申込みされるかた	<ul style="list-style-type: none"> ●該当期間終了をもって退所となります。再入所を希望する場合は、改めてお申込みをしてください。なお、改めて入所選考をするため、入所できない場合もあります。
求職活動でお申込みされるかた	<ul style="list-style-type: none"> ●入所が決まった場合、お子さまが入所する月を含めて2か月以内に就労を開始していただく必要があります。就労が決まったら、「就労証明書」を提出してください。 ●認定期間は入所月を含む3か月間です。上記の就労証明書の確認がとれましたら、認定期間を延長いたします。 ●就労証明書の実績欄は空欄でも構いません。改めて、「給与明細」を1か月ごとに3か月分提出してください。

☆提出書類の確認☆

提出書類		参照ページ
① 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳		2 1～2 2
② 保育所等入所児童健康等調査票		2 3
③ 保育の必要性を証明する書類	就労（内定含む）	就労証明書 （自営・内職のかたは添付資料も必須）
	妊娠・出産	誓約書及び 母子健康手帳の写しまたは診断書
	疾病・障害	診断書・手帳等
	介護・看護	介護・看護状況申告書 介護保険被保険者証の写し
	求職活動	求職申立書兼誓約書
	就学	在学証明書及び時間割等
	その他	お問い合わせください
④ 保育所等入所申込みに係る同意書		2 4
⑤ 課税状況調査等同意書		
⑥ 税資料 （4月から8月申込み→令和6年1月1日時点で武蔵村山市外にお住まいのかた 9月から3月申込み→令和7年1月1日時点で武蔵村山市外にお住まいのかた）		7
⑦ その他（入所選考上有利または不利になることがあります）		
⑧ マイナンバー（個人番号）確認書類（窓口を持参してください）		8

※ご不明な点がある場合は子ども育成課保育・幼稚園係にお問い合わせください。

☆幼児教育・保育の無償化について☆



令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。

保育所等に通う3歳児クラスから5歳児クラスの児童の利用料が無償となり、給食費(副食費)を各園で徴収することとなりました。※また、0歳児クラスから2歳児クラスの児童につきましては、住民税非課税世帯の児童を対象とし利用料が無償となります(給食費(副食費)は利用料に含まれます。)。無償化の対象外となる費用は、延長保育料、行事費などです。



給食費(副食費)につきましては、国では月額 4,800 円を目安としていますが、値段は、実際にかかる食料の費用に基づいて各保育所等が設定しますので、詳しくは保育所等にお尋ねください。また、お支払い先は保育所等になります。

ただし、年収 360 万円未満相当世帯の児童と第3子以降(世帯の中で幼稚園(教育認定に限る)や保育所、認定こども園に通う児童から数えて第3子以降)の児童につきましては、給食費(副食費)の費用が免除されます(住民税が未申告の場合は、給食費(副食費)が免除にならないこともあります。)。免除対象者の方につきましては、入所後、個別に通知を送付しますので御確認ください。

無償化の手続き、対象となる施設等の詳細につきましては市のホームページを御覧ください(「ページ番号検索」で 1010359 を入力すると幼児教育・保育の無償化について御確認いただけます。)

※ 年度の途中で3歳になった場合でも2歳児クラスの児童は対象外です。

【無償化の対象となる施設・事業について】

児童のクラス年齢	対象施設・事業	無償化の内容
3～5歳 (保育の必要性あり) 	幼稚園※、認可保育所、認定こども園(保育認定)、企業主導型保育施設、障害児の発達支援等	無償 ※新制度未移行の幼稚園は月額 25,700 円まで無償
	幼稚園・認定こども園(教育認定)の預かり保育	月額 11,300 円まで無償 ※非課税世帯の児童と第2子以降(世帯の中で年齢制限をせずに年齢の高い子どもから順に数えて第2子以降)の児童で満3歳になってから最初の3月31日までは月額 16,300 円まで無償
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	月額 37,000 円まで無償 ※原則として幼稚園、認可保育所の利用者を除く
3～5歳 (保育の必要性なし)	幼稚園※、認定こども園(教育認定)、障害児の発達支援等	無償 ※新制度未移行の幼稚園は月額 25,700 円まで無償
住民税非課税世帯の 0～2歳 (保育の必要性あり) 	認可保育所、認定こども園(保育認定)、地域型保育事業、企業主導型保育施設	無償
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等	月額 42,000 円まで無償 ※原則として幼稚園、認可保育所の利用者を除く

※ 障害児の発達支援等については障害福祉課(042-590-1185)にお問い合わせください。

市内認可保育所等一覧表

<認可保育所>

施設情報	保育年齢 ^{※1}	認可定員 ^{※2}	開所時間	保育短時間	保育標準時間	延長保育 (保育標準時間を越えるもの)
聖光三ツ藤保育園 三ツ藤3-36-10 560-3564	43日～就学前	210人	7:00～20:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～20:00
まどか保育園 本町3-40-3 560-1855	3か月～就学前	110人	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～19:00
まどか保育園 分園 残堀1-48-3 520-6853	3か月～2歳児クラス ※3歳児クラス以降はまどか保育園に進級します。	20人				
つむぎ保育園 伊奈平5-66 560-0088	43日～就学前	120人	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～19:00
きし保育園 岸1-5-11 560-9922	43日～就学前	160人	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～19:00
れんげ武蔵保育園 緑が丘1732-1 561-3959	57日～就学前	141人	7:00～20:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～20:00
あゆみ保育園 中央2-53-3 564-9766	80日～就学前	130人	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～19:00
村山中藤保育園「櫻」 中央1-28-1 562-3141	43日～就学前	190人	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～19:00
つみき保育園 学園3-12-1 563-3842	43日～就学前	146人	7:00～20:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～20:00
聖光緑が丘保育園 緑が丘1610-1 564-3965	3か月～就学前	138人	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30	18:30～19:00
育成会めぐみ保育園 大南1-33-3 565-3765	4か月～就学前	160人	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	—
みらい保育園 櫻2-36-1 562-3232	43日～就学前	181人	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～19:00
育成会ひまわり保育園 大南3-71-1 564-3544	3か月～就学前	104人	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	—
村山中藤保育園「白樺」 残堀4-90-1 520-7151	43日～就学前	110人	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00	18:00～19:00

<小規模保育事業所>

施設情報	保育年齢 ^{※1}	認可定員 ^{※2}	開所時間	保育短時間	保育標準時間	連携施設 ^{※3}
大南つぼみ保育園 大南3-94-1 566-5605	57日～2歳児クラス ※3歳児クラス以降(卒園後)は認可保育所等への転園申込みが必要です。	18人	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	○むらやま幼稚園 ○育成会ひまわり保育園 ○育成会めぐみ保育園

- ※1 保育年齢は、令和7年3月31日の満年齢を基準とします。ただし、0歳児については、生後の日数を基準とします。
 ※2 認可定員については、東京都と協議のうえ、変更する場合があります。
 ※3 連携施設とは、集団保育の経験や代替保育の提供をしたり、3歳児以降(卒園後)は優先的に受入れを行っている施設です。
 ※4 利用を希望する園については、事前見学していただく事をおすすめいたします。詳細は、各保育所等にお問い合わせください。
 ※5 利用できる保育時間が年齢等により異なる場合があります。詳しくは、各保育所等にお問い合わせください。

13 保育料について



① 保育料の決定について

保育料は、保育所に入所する児童と生計を一にしている父母及び父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の市区町村民税の額により、次のとおり決定します。

4月～8月分の保育料 ⇒ 令和6年度市区町村民税の額により決定

9月～3月分の保育料 ⇒ 令和7年度市区町村民税の額により決定

※ 4月から8月までに入所された方は年に2回（4月、9月）保育料の決定があります。
 なお、各月の1日時点で入所している児童に対して、**月額**の保育料を納入いただきますので、保護者及び児童の都合により休所する場合も保育料はお支払いいただきます。

② 保育料の納入について

保育所へ入所した月の20日頃に、特定教育・保育施設等利用者負担金（保育料）決定通知書をお送りいたします。納付期限は、毎月月末ですので納期限内の納付をお願いいたします。市では、納入の利便性の向上と納め忘れ防止のため、原則口座振替による納入をお願いしております。

※ 保育料の未納が続きますと督促状を送付し、地方税の滞納処分の例により差押等の処分をすることとなりますので、御留意ください。

③ 保育料の額について

幼児教育・保育の無償化が始まり、**3歳児クラス以上は保育料が無償**となります。0歳児から2歳児クラスまでの保育料の額は、次のページの「保育料徴収基準額表」を御覧ください。

※ 保育料のほかに、各園で保護者が負担する費用があります。



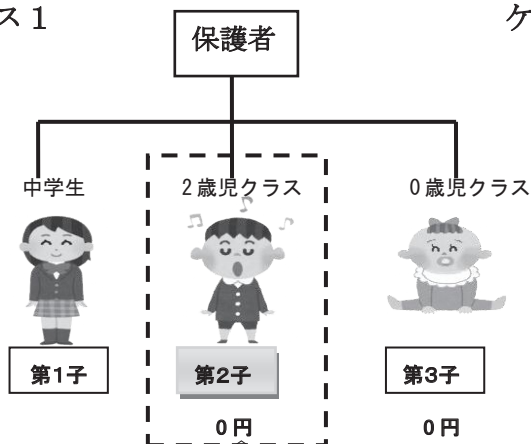
④ 多子世帯への負担軽減について

保育料は、多子世帯への負担軽減を図っており、第2子以降は無料となります。兄弟姉妹順のカウント方法については、**年齢制限をせずに、年齢の高い子どもから順に**数えます。

※ 生活上の家計が別であり、独立していると判断できる場合には、兄弟姉妹から除きます。

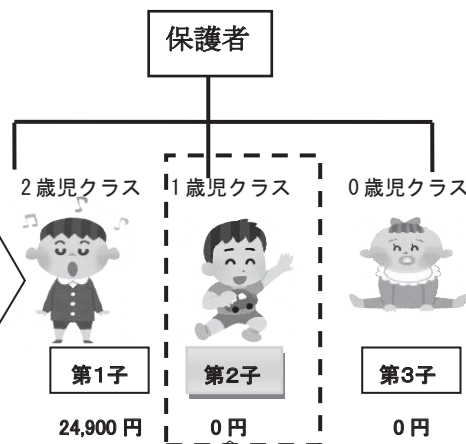
例) 兄弟姉妹順のカウント方法【D7階層に属する世帯で保育標準時間の認定を受けている】

ケース1



令和5年10月から0円になったよ!

ケース2



令和5年10月から0円になったよ!

令和8年度4月から3歳児クラスになるから保育料が無償になるよ!

保育料徴収基準額表

各月初日の保育所、認定こども園等に 通う児童の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）	
		保育標準時間認定 を受けた場合	保育短時間認定 を受けた場合
階層区分	定 義		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の区分が右の区分に該当する世帯	0	0
C1	均等割の額のみ世帯	5,000 (0)	4,900 (0)
C2	A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）の市町村民税所得割課税世帯であつて、その所得割の額が右の区分に該当する世帯	53,400円未満 6,100 (0)	6,000 (0)
D1		53,400円以上 56,400円未満 7,300 (0)	7,200 (0)
D2		56,400円以上 62,400円未満 9,700 (0)	9,500 (0)
D3		62,400円以上 71,400円未満 10,800 (0)	10,600 (0)
D4		71,400円以上 89,400円未満 14,300 (0)	14,000 (0)
D5		89,400円以上 107,400円未満 17,900 (0)	17,600 (0)
D6		107,400円以上 125,400円未満 21,400 (0)	21,000 (0)
D7		125,400円以上 143,400円未満 24,900 (0)	24,400 (0)
D8		143,400円以上 161,400円未満 28,400 (0)	27,900 (0)
D9		161,400円以上 179,400円未満 31,900 (0)	31,300 (0)
D10		179,400円以上 215,400円未満 34,300 (0)	33,700 (0)
D11		215,400円以上 263,400円未満 37,800 (0)	37,100 (0)
D12		263,400円以上 311,400円未満 41,300 (0)	40,600 (0)
D13		311,400円以上 368,400円未満 43,600 (0)	42,800 (0)
D14		368,400円以上 47,100 (0)	46,300 (0)

[表の見方] 第1子が上段に掲げる額、第2子以降が下段（ ）に掲げる額
備考

- この表の「均等割の額」及び「所得割の額」について、市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額が所得割の額又は均等割の額となります。
- この表の「所得割の額」について、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除、配当割額控除・株式等譲渡割額控除は適用しないものとなります。



保育料の減額制度について



市では、お子様の保育のために直接使われる経費の一部を保育料として保護者の皆様に負担していただいております。しかしながら、**様々な理由により経済状況が悪化し、生活が困窮した場合等に**、基準に基づき保育料の減額を行う制度を設けております。

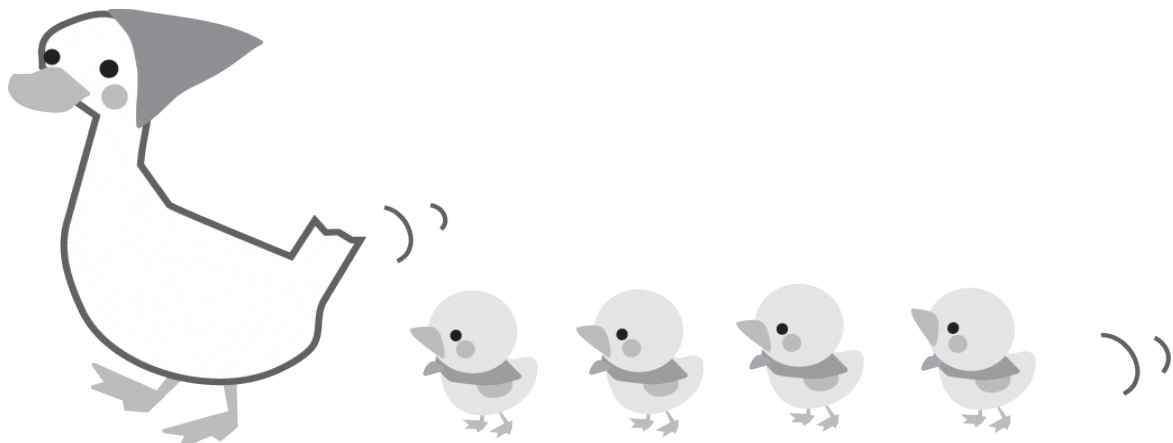
減 額 基 準 表

条件番号	条 件	適用する基準額
1	月の途中で生活保護法による保護の適用を受けたとき	A階層の額となります。
2	その世帯の収入額、資産等が生活保護法による保護の基準に満たない又は準ずる程度と市長が認めたとき	A階層の額となります。
3	月の途中で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯となったとき	A階層の額となります。
4	教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の4第3項に規定する里親に該当するとき	A階層の額となります。
5	世帯の階層区分がC1階層からD4階層までであって、母子家庭等又は在宅障害者（児）の属する世帯に該当するとき（当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分）の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯に限る。）	B階層の額となります。
6	申請した日の属する月前3か月のその世帯の平均収入月額（期末手当等を除く。以下同じ。）が前年（4月から8月までにあつては、前々年）の平均収入月額より2割以上低額に算定されるとき	次に掲げるとおりとします。ただし、減額後の階層は、C1階層を限度とします。 (1) 2割以上3割未満の場合は、2階層低位とします。 (2) 3割以上4割未満の場合は、3階層低位とします。 (3) 4割以上5割未満の場合は、4階層低位とします。 (4) 5割以上の場合は、5階層低位とします。
7	以上のほか特に市長が認めた場合	2階層低位に適用する保育料の額の範囲内で認定した額。ただし、減額後の階層はC1階層を限度とします。

注1 この表において「母子家庭等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。

注2 この表において「在宅障害者（児）の属する世帯」とは、次に掲げる者（児）の属する世帯をいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けているかた。
- (2) 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けているかた。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた。
- (4) 特別児童扶養手当を受給しているかた。
- (5) 障害年金を受給しているかた。



- 保育料の減額申請期限は、各月の納付期限と同じです。減額が決定された場合は、申請月分からの減額適用となります。過去にさかのぼって減額申請及び適用はできませんので、御注意ください。

※ 条件番号4及び5については、減額申請が納付期限を過ぎた場合においても、令和7年4月分の保育料に遡っての適用となります（ただし、年度内に限ります。）。

- 減額基準表の条件番号4、5又は6に該当する方は、以下の書類が必要です。

・条件番号4

- (1) 特定教育・保育施設等利用者負担金（保育料）決定通知書の写し
- (2) 里親委託を証明する書類（委託年月日の記載のあるものに限る。）

・条件番号5

- (1) 特定教育・保育施設等利用者負担金（保育料）決定通知書の写し
- (2) 母子世帯等の場合、次のア)からウ)までのいずれかが必要となります。
 - ア) 児童扶養手当証書の写し
 - イ) ひとり親医療証の写し
 - ウ) 戸籍謄本（保護者と保育所等に通う児童が記載されているもので直近三か月以内のもの）
- (3) 在宅障害者（児）の属する世帯の場合、次のア)からエ)までのいずれかが必要となります。
 - ア) 身体障害者手帳
 - イ) 療育手帳
 - ウ) 精神障害者保健福祉手帳
 - エ) 特別児童扶養手当証書又は障害年金手帳

・条件番号6

申請した日の属する月前3か月のその世帯の平均収入月額（期末手当等を除く。以下同じ。）が前年（4月から8月までにあつては、前々年）の平均収入月額より2割以上低額に算定されるとき。

経済状況の悪化や生活が困窮している状況を確認するため、(1)から(4)までの書類等が必要となります。

- (1) 特定教育・保育施設等利用者負担金（保育料）決定通知書の写し
- (2) 世帯全員分の令和5年分又は令和6年分の賞与（ボーナス）が記載された書類（写し）
 - ※ 場合によっては、源泉徴収票、市区町村民税・都道府県民税課税（非課税）証明書、確定申告書の写し等、収入額を確認できる書類が必要となることもあります。
 - (例) 令和7年4月から8月分の減額申請…令和5年中の賞与明細書
 - (例) 令和7年9月から令和8年3月分の減額申請…令和6年中の賞与明細書
- (3) 世帯全員分の申請日を基準とする直近3か月分の収入額が記載された書類
 - (例) 「3か月分の給与明細書」又は「支払証明書」
- (4) その他（例）病気やけがにより仕事ができなくなり収入が減った場合は、医療機関の診断書など。

※注意点 令和7年9月分から令和8年3月分までの保育料の減額申請は、令和7年4月分から8月分までの保育料の申請とは別途必要になります。

14 その他保育サービスについて

一時預かり

保護者の疾病等による緊急時や保護者の断続的・短時間就労等の時に一時預かりを利用できます。

具体的な利用条件、申込み、利用料金等については、直接各施設にお問い合わせください。

実施施設名	住所	電話番号
村山中藤保育園「櫻」	中央1-28-1	042-562-3141
村山中藤保育園「白樺」	残堀4-90-1	042-520-7151
つみき保育園	学園3-12-1	042-563-3842
つむぎ保育園	伊奈平5-66	042-560-0088

多様な他者との関わりの機会の創出事業

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園等を利用していない未就園児を保育所で定期的（毎週1日以上、2か月間）に預かる事業です。具体的な利用条件、申込み、利用料金等については、直接施設にお問い合わせください。

実施施設名	住所	電話番号
小規模保育事業所大南つぼみ保育園 (なかよしルーム)	大南3-94-1	042-566-5605

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳

1

武蔵村山市長 殿

次のとおり、教育・保育給付認定及び保育所等への入所について申請します。

提出年月日 令和 6 年 12 月 2 日

ふりがな	むらやま たろう	連絡先	自宅	012 (1234) 4567
保護者の氏名	村山 太郎		父携帯	010 (1234) 5678
保護者の住所	武蔵村山市 本町〇-〇-〇		母携帯	020 (8765) 4321
メールアドレス	murayama-tarou@abc.def.jp		希望園のみ御記入ください。	

記入例

入所を希望する施設名	第1希望	〇〇〇保育園	第5希望	▽▽▽保育園	第9希望	■ ■ ■ 保育園	第13希望	###保育園
	第2希望	△△△保育園	第6希望	◎◎◎保育園	第10希望	◆◆◆保育園	第14希望	***保育園
	第3希望	□□□保育園	第7希望	●●●保育園	第11希望	▼▼▼保育園	第15希望	b b b 保育園
	第4希望	◇◇◇保育園	第8希望	▲▲▲保育園	第12希望	※※※保育園		

保育の実施を希望する期間 令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで

保育の希望の有無 有：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合
 無：幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。) ※裏面は、署名欄のみ記入してください。

入所を希望する児童	ふりがな氏名		続柄	性別	生年月日	年齢注1	子の状況(当てはまるものに○をつけ、記入してください。)
	1	2					
1	むらやま じろう 村山 二郎		子	男	平成(令和) 4年 5月 10日	2	① 父母が保育している 2 祖父母が保育している 3 勤務先に連れていっている又は自営業をしながら保育している
	児童の個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2					
	むらやま さぶろう 村山 三郎						
児童の個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						
		男	女	平成・令和 年 月 日		1 父母が保育している 2 祖父母が保育している 3 勤務先に連れていっている又は自営業をしながら保育している	
児童の個人番号							

保護者	ふりがな氏名		続柄	性別	生年月日	年齢	職業、学校名、保育所名等
	1	2					
父	むらやま たろう 村山 太郎		父	昭	平 59・8・8	40	父の個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 会社員
	むらやま なつこ 村山 夏子						母
祖母	むらやま はなこ 村山 花子		祖母	男	明・大・昭 31・3・3	68	
	むらやま いちろう 村山 一郎						子
子	むらやま はるこ 村山 春子		子	男	明・大・昭・平 30・4・4	6	
							男

生活保護の受給の有無 有 (年 月 日開始) ケースワーカー () ・ 無

注 1 「入所を希望する児童」の「年齢」の欄は、入所を希望する年度の4月1日時点の年齢を記入してください。
 2 「その他の世帯員」の欄は、生計が別でも同住所にお住まいの場合は必ず記入してください。
 ただし、二世帯住宅や建物が完全に別の場合には、建物の図面等を提出していただく場合があります。

(裏面も御記入ください。)

● 祖父母の状況について(同居の場合は個人番号を記載してください。)

		氏 名										年 齢	住 所		祖父母の状況						
祖 母 の 状 況	父	祖父の個人番号 (同居の場合)										歳	都・道・府・県		市・区・町・村・郡		1 遠方	2 就労	3 高齢	4 病気・障害	5 死亡
	母	祖母の個人番号 (同居の場合)											歳	都・道・府・県		市・区・町・村・郡		1 遠方	2 就労	3 高齢	4 病気・障害
	父	同居										67 歳		●● 都・道・府・県 ●●		●● 市・区・町・村・郡		1 遠方	2 就労	3 高齢	4 病気・障害
	母	武蔵 秋男											67 歳	●● 都・道・府・県 ●●		●● 市・区・町・村・郡		1 遠方	2 就労	3 高齢	4 病気・障害
父	祖母の個人番号 (同居の場合)										67 歳	都・道・府・県		市・区・町・村・郡		1 遠方	2 就労	3 高齢	4 病気・障害	5 死亡	
母	同居											67 歳	同上		同上		1 遠方	2 就労	3 高齢	4 病気・障害	5 死亡

※ 65歳未満の祖父母と同居している場合には、当該祖父母が児童を保育できない証明が必要となります。
提出されない場合、入所選考上不利になることがあります。

● 兄弟姉妹で同時に申込まれる方は、①・②のいずれかを選択し、各項目に○を

		①		②	
入所時期	同時期のみ		別時期でも可		もし、1人入所した場合、次の児童は
入所施設	同施設のみ		別施設可		もし、1人入所した場合、次の児童は
優先順位(施設)	同施設のみの場合 選択できません		希望順位が低くても 同施設優先	希望順位の高い 施設を優先	同施設のみ 別施設可
優先順位(児童)	同時期のみの場合 選択できません				上の子から・下の子から ()から・優先順位なし

希望順位が低くても同施設優先
→兄弟姉妹が同施設になることを優先しますが、
御希望に添えない場合は別施設での御案内となります。

※1人入所する

該当する□にチェックし、具体的な状況について御記入ください。
例) 妊娠・出産...予定日を記入。
不存在... ()内の該当する状況を囲む。

● 保育の利用を必要とする理由等

続柄	必要とする理由	
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 不存在(死亡・離婚・未婚・別居中・その他()) (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数、通勤時間や疾病の状況など)) 株式会社〇〇商事 1日8時間 週5日勤務 通勤時間 片道〇分	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 不存在(死亡・離婚・未婚・別居中・その他()) (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数、通勤時間や疾病の状況など)) 〇〇株式会社 1日6時間 週5日勤務 通勤時間 片道〇分	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭である。 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書又は障害年金手帳を交付を受けている同居世帯員がいる。(該当世帯員名: 村山 花子)	
希望する曜日と時間	利用曜日	利用時間
	日 月 火 水 木 金 土	8時30分 ~ 17時30分
希望する保育必要量	保育標準時間	保育短時間

しよりの5ページを御参照ください。

● 署名欄

○ 教育・保育給付認定、保育所等への入所並びに利用者負担金(以下「保育料」といいます。)及び副食費の徴収免除に関する決定のため、武蔵村山市長が私の世帯の住民基本台帳、課税状況、生活保護の受給の有無等について閲覧すること。
 ○ 保育所等に対して、児童、保護者等の情報を提供すること。
 ○ 保育所等に対して、保育料を提示すること。
 ○ 保育所等から副食費の納入状況を聴取すること。
 ○ その他、教育・保育給付に関する事務にあたり、児童、保護者等の情報を氏の関係部署等へ照会すること及び保育所等に対して提供すること。
 ○ 利用者負担金(保育料)を納付期限までに納付すること。
 ○ 利用者負担金(保育料)を正当な事由なく6箇月以上滞納した場合は、保育所等を退所すること。
 ○ 次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するために審査に時間を要することから、4月1日入所分(第1次)についての教育・保育給付認定結果は2月にお知らせすること(教育・保育給付認定結果は保育所の入所の決定ではありません。)
 上記の事項に同意します。

保護者氏名 **村山 太郎**

記入例

市役所・保育所兼用

令和7年度保育所等入所児童健康等調査票

(ふりがな) 児童氏名	生年月日
(むらやま じろう) 村山 二郎	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

お願い!
障害児等や入所にあたって気になることがある場合は、事前に保育所の見学をお願いします。
(しおり3ページの3参照)

該当する項目に○印を付けるとともに、必要事項を記入してください。

● 発達について

1 心身ともに順調に発達している。 (いいえ・ はい)	8 情緒不安定と思われる。 (いいえ ・はい)
2 知的発達の遅れがあると思われる。 (いいえ ・はい)	9 医療機関に通院又は相談している(いた)。 (いいえ ・はい)
3 言葉が遅れているように思われる。 (いいえ ・はい)	医療機関の名称 <u>武蔵村山病院</u>
4 目が良く見えなように思われる。 (いいえ ・はい)	傷病名等 <u>気管支ぜんそく</u>
5 耳が良く聞こえないように思われる。 (いいえ ・はい)	通院又は通所 (週 月) <u>1</u> 回
6 肢体不自由と思われる。 (いいえ ・はい)	10 障害者手帳・愛の手帳を持っている (いいえ ・ はい)
7 自閉的傾向があるように思われる。 (いいえ ・はい)	障害の種別 <u>愛の手帳</u>
	障害の等級 <u>4</u> 級・ 度

● 健康状態について

1 慢性疾患がある。 いいえ ・はい (病名)	
2 ぜんそくがある。 いいえ ・ はい (薬名 <u>小児ぜんそく</u>) 服用(朝・ 昼 ・夜)	
3 心臓疾患がある。 いいえ ・はい (病名)	
4 けいれんを起こしたことがある。 いいえ ・ はい (<u>1</u> 歳頃) (熱性 ・ その他 < >)	
5 健診のときに指導を受けた。 いいえ ・はい ()	
6 アトピー性皮膚炎がある。 いいえ ・はい (薬名) 服薬(朝・昼・夜) 塗布(朝・昼・夜)	
7 アレルギーがある。 いいえ ・ はい ・不明	
(1) 食べ物 (卵 ・ 牛乳 ・ そば ・ 大豆 ・ 小麦 ・ その他 < >)	
(2) 食事制限 いいえ ・ はい (<u>卵は生でなければ問題なし</u>)	
(3) ハウスダスト (4) 花粉 (5) その他()	

● 健康状態や発達について心配なこと等があれば、具体的に記入してください

入院歴あり。1歳2ヶ月のときぜんそくの発作で5日間入院。その後は入院はなし。

卵アレルギーは重度ではない。半年に1度アレルギー検査をして経過観察中。

特になし場合は『特になし』と記入して下さい。
入院したことがある場合は、いつ、どのような状況だったなどの記入をお願いします。

医療機関にかかっている場合は、診断書の提出をお願いします。
(しおり3ページの3参照)

注 この書類については、お子さまが入所された保育所等に提供します。

保育所等入所申込みに係る同意書

4

記入例

武蔵村山市長 殿
以下の内容についてすべて確認し、同意します。
令和6年12月 2日
保護者(父) **村山 太郎** 保護者(母) **村山 夏子**

保育所等入所申込にあたり、以下のすべての項目について確認及び同意をしていただく必要があります。よくお読みの上、同意されましたら確認欄の口に入しをしてください。

番号	項目	確認欄
1	入所希望年度の「保育所等入所のしおり」をよく読み、内容を理解したうえで申請を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	入所希望施設は通える範囲内で記入し、保育内容について確認し、理解している。	<input checked="" type="checkbox"/>
3	入所後、児童が保育所等に慣れるために、短い時間の保育から始める「慣らし保育」の期間がある。期間は、児童の保育状況によって異なる場合がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
4	入所後、保育所等の決まりを理解し、より良い保育を受けるために、児童の保育状況によって異なる場合がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
5	児童の保育時間は施設によって異なり、年齢等により延長保育の料金は通常の保育料とは別に、各施設が定める。	<input checked="" type="checkbox"/>
6	アレルギー・障害・持病のある児童など、特別な配慮が必要な児童が在籍している場合、特別な配慮を希望し、施設長と事前の話し合いが必要である。施設長と事前の話し合いが必要である。施設長と事前の話し合いが必要である。	<input checked="" type="checkbox"/>
7	入所後、児童が発達障害等の疑いが生じ、かつ児童が療育機関等に通所している場合は、市が当該機関等に照会をかけることができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
8	保育所等では集団保育を行っているため、個別の対応が難しい場合がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
9	入所を辞退する場合、すみやかに「入所決定取下げ書」を提出する。	<input checked="" type="checkbox"/>
10	各種証明書の内容について不明点等があった場合、市が事業主(会社)等に照会することがある。	<input checked="" type="checkbox"/>
11	申込内容が事実と異なるなど、虚偽の事実が発覚した場合、入所決定取消しや退所となる。	<input checked="" type="checkbox"/>
12	育児休業からの復職予定で申込みをし、入所が決定した場合、入所月の翌月1日までに申込時に提出した就業証明書の内容と同条件(育児時間勤務を除く)かつ記載されている事業所に復職する。復職ができないう場合は、退所となる。	<input checked="" type="checkbox"/>
13	妊娠・出産事由で申込みをする場合、出産予定月の2か月後の月末で退所となる。	<input checked="" type="checkbox"/>
14	就業内で申込みをし、入所が決定した場合、入所月の月末までに就業を開始し、後日、給与明細書の写しを3か月分提出する(原則、1か月分ずつ提出する)。	<input checked="" type="checkbox"/>
15	書職活動事由で申込みをし、入所が決定した場合、入所後2か月以内に就業を開始し、就業証明書及び給与明細書の写しを3か月分提出する(給与明細書の写しは原則、1か月分ずつ提出する)。	<input checked="" type="checkbox"/>
16	保育の必要性の認定事由に該当しなくなった場合、退所となる。	<input checked="" type="checkbox"/>
17	入所選考の結果通知は、初回の利用調整時のみ文書で通知する。以降は、入所内定となった場合のみ個別に電話連絡を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>
18	教育・保育給付認定、保育所等への入所並びに利用者負担金(以下、保育料といいますが)及び副食費の徴収免除に関する決定のために同居する世帯員全員の必要な住民基本台帳、課税状況、生活保護の受給の有無等の情報について照会・開覧することがある。	<input checked="" type="checkbox"/>
19	保育所等に対し、保育料及び世帯の状況等について提示・提供することがある。	<input checked="" type="checkbox"/>
20	認定申請等が集中し審査に時間を要する場合、支給認定証の交付に30日以上かかることがある。市で税資料の確認が取れない場合は保育料においては最高階層で決定とする。副食費においては免除判定を受けない。	<input checked="" type="checkbox"/>
21	保育料の支払いは、原則口座振替とする。(1)規模保育・認定こども園は保育所等に納入する。) 保育料は納付期限までに納入する。保育料の支払いが滞った場合、督促状の送付、地方税の滞納処分の例により、差し押さえ等の処分を受ける。通知上は一方の保護者名のみ記載となっているが、2人の保護者がいる場合はもう一方にも納付義務がある。	<input checked="" type="checkbox"/>
22	保育料を正当な事由なく6箇月以上滞納した場合、退所となる。	<input checked="" type="checkbox"/>
23	副食費は納付期限までに納入する。副食費の支払いが滞った場合、保育所等は納入状況について市へ提示・提供することがある。	<input checked="" type="checkbox"/>
24	児童の安全性の観点から、提出書類の内容を市の関連部署へ照会・提供することがある。	<input checked="" type="checkbox"/>
25		<input checked="" type="checkbox"/>
26		<input checked="" type="checkbox"/>

5

記入例

武蔵村山市長 宛
令和6年12月 2日
保護者氏名 **村山 太郎**

課税状況調査等同意書

- 利用者負担金(以下「保育料」といいます。)の決定及び副食費の徴収免除に関する通知のため武蔵村山市長が私の世帯の住民基本台帳、課税状況、生活保護の受給の有無等について調査すること及び保育に必要な児童、保護者等の情報を保育所等へ提供すること(入所した場所に限る。)に同意します。
- 入所決定後、特別な理由なく期日までに税資料を提出しなかった場合は入所を取り消されても異議申立てしません。入所継続の場合でも保育料においては最高階層での決定・副食費においては免除判定を受けないことに同意します。

ふりがな	むらやま じろう	むらやま さぶろう	年 月 日
児童名	村山 二郎	村山 三郎	(平成・令和) 年 月 日
(生年月日)	(平成・令和 4年5月10日)	(平成・令和 6年10月 1日)	(平成・令和) 年 月 日
施設名	() 在園) 申込中	() 在園 () 申込中	() 在園 () 申込中
	【新設・転園】→○をつける。	【転出・転園】→○をつける。	【新規・転園】→○をつける。

令和7年4月分から8月分までの保育料及び副食費の徴収免除対象者を決めるための税資料

令和6年1月1日の住所地	申告の有無等	必要な書類
武蔵村山市の方	令和6年度分の市民税の申告 又は令和5年度分の所得税確定申告がお済の方 勤務先から武蔵村山市へ給与支払報告書の提出がある方	武蔵村山市の市民税情報で確認しますので税資料の添付は必要ありません。
武蔵村山市以外の方	令和6年度税情報をお知らせしていただき、必要に応じて令和6年度市町村市民税・都道府県民税課税証明書(非課税証明書)を提出していただく場合があります。(令和6年1月1日時点で住民票のある自治体の課税関係部署で発行できます。)個別に連絡をいたします。	市民税申告をし、受付票の写しを添付してください。

令和7年9月分から令和8年3月分までの保育料及び副食費の徴収免除対象者を決めるための税資料

令和7年1月1日の住所地	申告の有無等	必要な書類
武蔵村山市の方	令和7年度分の市民税の申告 又は令和6年度分の所得税確定申告がお済の方 勤務先から武蔵村山市へ給与支払報告書の提出がある方	武蔵村山市の市民税情報で確認しますので税資料の添付は必要ありません。
武蔵村山市以外の方	令和7年度税情報をお知らせしていただき、必要に応じて令和7年度市町村市民税・都道府県民税課税証明書(非課税証明書)を提出していただく場合があります。(令和7年1月1日時点で住民票のある自治体の課税関係部署で発行できます。)個別に連絡をいたします。	市民税申告をし、受付票の写しを添付してください。

※ 市町村市民税・都道府県民税課税証明書(非課税証明書)については、「扶養人数」、「市町村市民税の所得割額・均等割額」、「控除の種類別及び金額」のわかるものを御提出ください。自治体によって名称が異なる場合がありますので、上記の内容が記載されている書類であるか御確認ください。御不明な場合、子ども育成課までお問い合わせください。

